

四日市市告示第134号

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条から第2条まで（略） （補助金の額） 第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。 （1） 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>3,000円</u> （2） 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>2,500円</u>	第1条から第2条まで（略） （補助金の額） 第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。 （1） 避妊手術（雌猫）1頭につき <u>2,500円</u> （2） 去勢手術（雄猫）1頭につき <u>2,000円</u>
第4条から第10条まで（略） 附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	第4条から第10条まで（略） 附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）